

ガラス容器製造業に係るカレット利用率目標の改定案について

令和 2 年 1 2 月

製造産業局生活製品課

1. カレット利用率目標の改定案について

(1) カレット利用率目標の経緯

- ①「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」では、「ガラス容器製造業」を「特定再利用業種」に指定し、ガラス容器製造事業者には、カレット（空きびん等）の再資源化を促進すべく、「ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」により、国内において製造されているガラス容器のカレット利用率（ガラスの原料に占める使用されたカレットの質量の割合）の目標が定められている。
- ②本省令に掲げるカレット利用率の目標値は、これまで以下のとおり改定が行われてきた。なお、平成 28 年度の改定時に、カレット利用率がほぼ 100%に達していたことから、カレット利用率を実態に即した、より理解しやすい指標にすることで、取組の進捗を的確に把握し、カレットの利用を更に促進させていく観点から計算式の見直しを行っている。

改定時	H3.10	H8.5	H14.4	H18.4	H23.4	H28.4
目標年度	H7	H13	H17	H22	H27	H32(R2)
目標値*	52%	65%	80%	91%	97%	75%

※平成 27 年度までの目標値は旧計算式によるもの。

【参考】現行計算式と旧計算式の比較

＜現行計算式＞

$$\frac{\text{ガラス容器製造に用いられた全カレット量}}{\text{ガラス容器製造に用いられた全原材料量}} \times 100$$

＜旧計算式＞

$$\frac{\text{ガラス容器製造に用いられた全カレット量}}{\text{ガラス容器生産量（完成品のみ）}} \times 100$$

- ③カレット利用率は、平成 24 年度以降 75%前後で推移し、前回改正後の平成 28 年度から令和元年度までは平均 75.1%と 75%を超えている。
- ④上記を踏まえ、令和 2 年度末で期限となる現目標について見直しの検討を行った。

【カレット利用率の推移（単位％）】

	H18	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	参考
現行計算式	71.5	73.3	75.9	74.8	74.4	75.9	75.4	75.1	74.7	75.3	75.1
旧計算式	94.0	95.7	100.3	99.0	97.8	98.5	97.96	99.5	100.3	102.6	H28～R1

※黄色が改正年度

（出典）ガラスびん3R促進協議会

2. 次期利用率目標に係る省令改正案について

（1）今後のカレット利用率目標について

カレットの利用は、バージン原料の利用に比して省エネ効果が高く（カレットを10%増量してガラス容器を製造すると熱効率が2.5%向上）、CO2排出量削減にも貢献するため、ガラス容器メーカーは積極的に利用したい意向を持っている。また、カレット回収率の向上を図るため、ガラスびん3R促進協議会*では、市町村等へのガラスびん単独収集の推進、ガラスびん3Rの普及・啓発ツールの提供等の活動を通してガラスびんの資源循環・有効利用を促進している。さらに、ガラス容器メーカーも「超軽量びん*」やカレットを90%以上使い製品化した「エコロジーボトル」の開発によるカレット受入れの向上と省資源化に取り組んでいる。

他方、パッカー車*による他資源混合収集によりガラスびんが細かく割れ、「無色」、「茶色」、「その他の色」のびんが混ざってしまい資源化阻害の要因となり、カレットの回収量の減少につながっており、市町村等による収集努力が進まなければカレットの使用量は増加しない状況もある。また、ワインの輸入びんなどびん用カレットとして適さないびんも増大しており、事業者のコスト増加要因ともなっている。

ガラスカレット回収率を引き上げるためには、業界による努力は引き続き必要であるが、自治体による収集方法の改善が不可欠である。これには地道な活動と多くの時間が必要であり、現状の目標である「75%」を大幅に引き上げることは困難であることから、次期カレット利用率目標値を「76%」とする。

※ガラスびん3R促進協議会：<https://www.glass-3r.jp/sokushin/index.html>

※「超軽量びん」：ガラスびんの軽量度を一定の数式で量り、4つのレベルで区分している中で最も軽量度の高いレベルのびんのこと。最も軽量度の低いレベルびんの50%未満の質量。

※「パッカー車」：収集ごみ等を人力以外で自動的に荷箱に押し込み、圧縮する装置を装備している機械式の収集車を指す。

（2）省令改正案について

経済産業省としては、以下の通り省令改正を行うこととする。なお、カレットの発生量はガラス容器生産量や市町村等の回収量に比例し、また、景気等の外部要因の影響を受けるため、将来のカ

レットを取り巻く状況は、不確定要素も多い。したがって、従来どおり5年後を時期目標年度と設定するのが妥当と判断した。

【ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令改正案の新旧対照表】

(新) 改正案	(旧) 現 行 (平成28年経済産業省令第31号)
<p>第一条 ガラス容器製造業に属する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、色、強度、形状、安全性その他ガラス容器の品質に対するガラス容器の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造するガラス容器のカレット利用率（ガラスの原料に占める使用されたカレットの質量の割合をいう。以下同じ。）を向上させるものとする。その際、事業者は、ガラス容器の需要者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造されるガラス容器のカレット利用率が<u>令和七年度までに七十六パーセント</u>に向上することを目標とするものとする。</p>	<p>第一条 ガラス容器製造業に属する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、色、強度、形状、安全性その他ガラス容器の品質に対するガラス容器の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造するガラス容器のカレット利用率（ガラスの原料に占める使用されたカレットの質量の割合をいう。以下同じ。）を向上させるものとする。その際、事業者は、ガラス容器の需要者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造されるガラス容器のカレット利用率が<u>平成三十二年度までに七十五パーセント</u>に向上することを目標とするものとする。</p>